

令和 8 年 社会生活基本調査を実施します

総務省統計局（山口県）では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

この調査は、わたしたちが1日のうちのどれだけの時間を仕事、家事、地域での活動などに費やしているかや、過去1年間の自由時間にどのような活動を行ったかについて調査し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、少子高齢化対策などの政策に必要な基礎資料を得ることを目的として実施します。

◇調査の対象

統計理論に基づき無作為に選ばれた全国の約9万5,400世帯（10歳以上の世帯員約19万4,000人）です。

◇調査の流れ

10月上旬から中旬にかけて、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いいたします。



〒 県総合企画部 統計分析課

☎ 083-933-2650

野焼きには、『禁止事項』と『例外』があります

こんな相談が多く寄せられます



野焼きについて正しく知ましょう

野焼きは原則、法律で禁止されていますが、例外もあります。

■野焼きで禁止されていること

- ・ 廃ビニールやプラスチック類などの焼却
- ・ 小型焼却炉・ドラム缶などを使った廃棄物の焼却

◇違反した場合

5年以下の拘禁刑もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方。法人は3億円以下の罰金。

■野焼き禁止の例外

- ・ 焚き火などの軽微なもの
- ・ 農林業、漁業を営むためのやむを得ない燃焼行為

■例外にあたる場合でも、次のことに気をつけましょう

- ・ 生草木などは乾燥させ、少量に分けて燃やす
- ・ 風向きや時間帯に配慮する
- ・ 農業用の廃ビニールは燃やさない
- ・ 家庭ごみを一緒に燃やさない

※周辺の生活環境に支障が出ている場合は、町職員が状況を確認し行政指導することがあります。

〒 町民福祉課 環境係 ☎ 52-5810

柳井環境保健所 ☎ 22-3631

9月・10月は『産業廃棄物適正処理推進期間』です

県では、期間中に産業廃棄物の適正処理に関する監視・指導などを重点的に実施します。産業廃棄物の不法投棄・焼却行為を見かけた人は、以下のホットラインまでお知らせください。

■不法投棄ホットライン

☎ 0120-538-710（フリーダイヤル）

✉ fuhotoki.hotline@pref.yamaguchi.lg.jp

〒 柳井健康福祉センター ☎ 22-3631